

令和5年度

農作業受委託等標準額

※この額は参考額です。

圃場条件や燃料・電気代等により、下記金額によることが適当でない場合は、当事者間で調整すること。

笠間市農業委員会

区 分	作 業 内 容	単 位	賃金（円）（消費税込）	摘 要
機 械 作 業 の 場 合	水 田 耕 起	1 0 a	6,600	未改良田 7,700円（税込）
	畑 耕 起	1 0 a	6,600	
	代 か き	1 0 a	8,800	未改良田 9,900円（税込）
	田 植	1 0 a	8,800	
	水稻刈取り	1 0 a	34,700	コンバイン（乾燥粃摺り調整まで） 未改良田 35,800円（税込）
	水稻刈取り	1 0 a	20,000	コンバイン（刈取りのみ） 未改良田 21,100円（税込）
	畦 塗 り	1 m	55	
人 力 作 業 の 場 合	水 田 作 業	1 人	7,300	1 時間あたりの茨城県最低賃金 （令和4年10月1日改定）は、 9 1 1 円です。
	畑 作 業	1 人	7,300	
	果 樹 作 業	1 人	7,300	
請 負 の 場 合	粃 摺 り	3 0 kg	440	水稻、陸稻（玄米）
	水 稻 育 苗	1 箱	792	箱代別（未処理）
	生 粃 乾 燥	1 0 a	14,080	粃摺りを含む

◎ 労働時間は1日8時間（実働）とする。

◎ この標準額には消費税（10%）を含んでおります。（人力作業の場合を除く）

※作業の難易、圃場条件等により、上記金額によることが適当でない場合は、当事者間で調整すること。

適用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日まで